

その他入札に関する通知事項（物品供給等）			
行政委員会事務局選挙部で執行する入札に関する通知事項については、次のとおりとする。			
1	入札執行場所	本市指定場所	
2	入札書の提出		
	(1)	入札書は、入札金額等、必要な事項をすべて記載すること	
	(2)	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については108分の100）に相当する金額を記載すること	
	(3)長期継続契約対象案件の場合	入札書に記載する金額は、借入期間の総額を記載すること 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること	
	(4)	入札書の提出は、入札書提出期限までに完了すること	
	(5)	一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。 入札書提出後の辞退は認めない。	
3	入札の無効	次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。 無効の入札をした者は再度入札に参加できない。	
	(1)	大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札	
	(2)	再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札	
	(3)	入札参加申請書類等を提出する場合においては、虚偽の記載をした者がした入札	
	(4)	現場又は机上説明がある場合においては、説明を受けなかった者がした入札	
	(5)	大阪市競争入札参加者心得に違反した者がした入札	
	(6)	開札予定日時までに入札書錯誤無効届を提出し、本市が錯誤無効と認めた入札	
	(7)	落札決定までの間に入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。	
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
②		大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。	

4	落札者の決定方法	
	(1)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
	(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。
5	入札保証金及び契約保証金	
	(1)	入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上）　免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合は、借入期間内に支払うことが見込まれる総額））)の100分の3に相当する違約金を徴収する。
	(2)	契約保証金 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を1年当たりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合は、契約期間内に支払うことが見込まれる総額）)の100分の10以上納付 ただし、政府公債、大阪市債等の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
		①　落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
		②　落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められるとき ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。
		③　契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、予定総額）が500万円未満のとき
6	議会の議決	議会の議決に付すべき契約に該当する場合は、落札決定後仮契約を締結し議会の議決を経た後、本契約を締結する。
7	その他	
	(1)	契約条項を示す場所 大阪市ホームページ＞産業・ビジネス＞物品供給等入札等情報＞物品供給等入札案件
	(2)	契約書作成の要否 要
	(3)	落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。
		①　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する。
		②　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
		③　大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるとき
	(4)	契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
	(5)	入札案件の詳細については、設計図書等や仕様書等を確認すること
	(6)	落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続きをすること
	(7)	令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿の物品供給等種目「26：OA機器・用品」において承認されていること
	(8)	この通知に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。